

加茂市公告第34号

公募型プロポーザルの公告

加茂市下水道事業公営企業会計適用業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続きを開始するため、下記のとおり公告する。

令和3年5月11日

加茂市長 藤田 明美

記

**1. 業務名**

加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託

**2. 業務内容**

加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託 仕様書のとおり

**3. 履行期間**

契約締結日から令和6年3月31日

**4. 参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和3・4年度加茂市競争参加資格者名簿に記載されている者。
- (2) 地方自治法施行法令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては更生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (5) 国又は新潟県及び加茂市において、指名停止期間ではないこと。
- (6) 参加表明書の提出時から契約締結までの間に、加茂市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者ではないこと。

- (8) 過去5年間（平成28年度から令和2年度）に、地方公共団体が発注した以下に示す同種業務①～③の完了実績を1件以上有するもの（但し、①～③の業務は同一業務でなくてもよい）。

同種業務：下水道事業対象の新会計基準における

- ① 固定資産調査・評価
- ② 企業会計移行支援
- ③ 下水道台帳管理システム構築

- (9) 新潟県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (10) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者については、過去5年間（平成28年度から令和2年度）に、地方公共団体が発注した（8）に示す同種業務①～③のいずれかの完了実績を1件以上有すること。また、管理技術者及び照査技術者については、直接雇用関係にある次の資格を有する者を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者を同一のものが兼務することは認めない。

(ア) 管理技術者及び照査技術者（以下いずれかの資格を有するもの）

- ・技術士（部門：上下水道 分野：下水道）
- ・技術士（部門：情報工学 分野：情報システム）
- ・技術士（部門：総合技術監理 分野：上下水道）
- ・RCCM（部門：下水道）

- (11) システム運用・空間データの利活用を含めた総合業務管理を促進させることを目的とし、管理技術者、照査技術者、担当技術者のうちいずれかにおいて、空間情報総括監理技術者の有資格者を1名以上配置すること。

- (12) 地方公営企業会計基準等に精通した公認会計士または税理士の有資格者を配置すること（社外可）

- (13) 以下の認証を受けている者。

- ・ISO9001（品質マネジメントシステム）
- ・JISQ15001（プライバシーマーク）
- ・ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

## 5. 審査・選定等

- (1) 選定審査

加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託 公募型プロポーザル方式受注者選定委員会により行う。

- (2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、業務の受託に最も適した者（以下「優先交渉者」という。）を特定する。

## 6. 手続き等

加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託 公募型プロポーザル実施要領を加茂市ホームページに掲載するので、ホームページから入手すること。

## 7. 事務局

所在地 〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

担当課 加茂市上下水道課庶務係

担当者 外山 博昭（下水道事業担当）

電話 0256-52-0080（代表） FAX 0256-53-4677